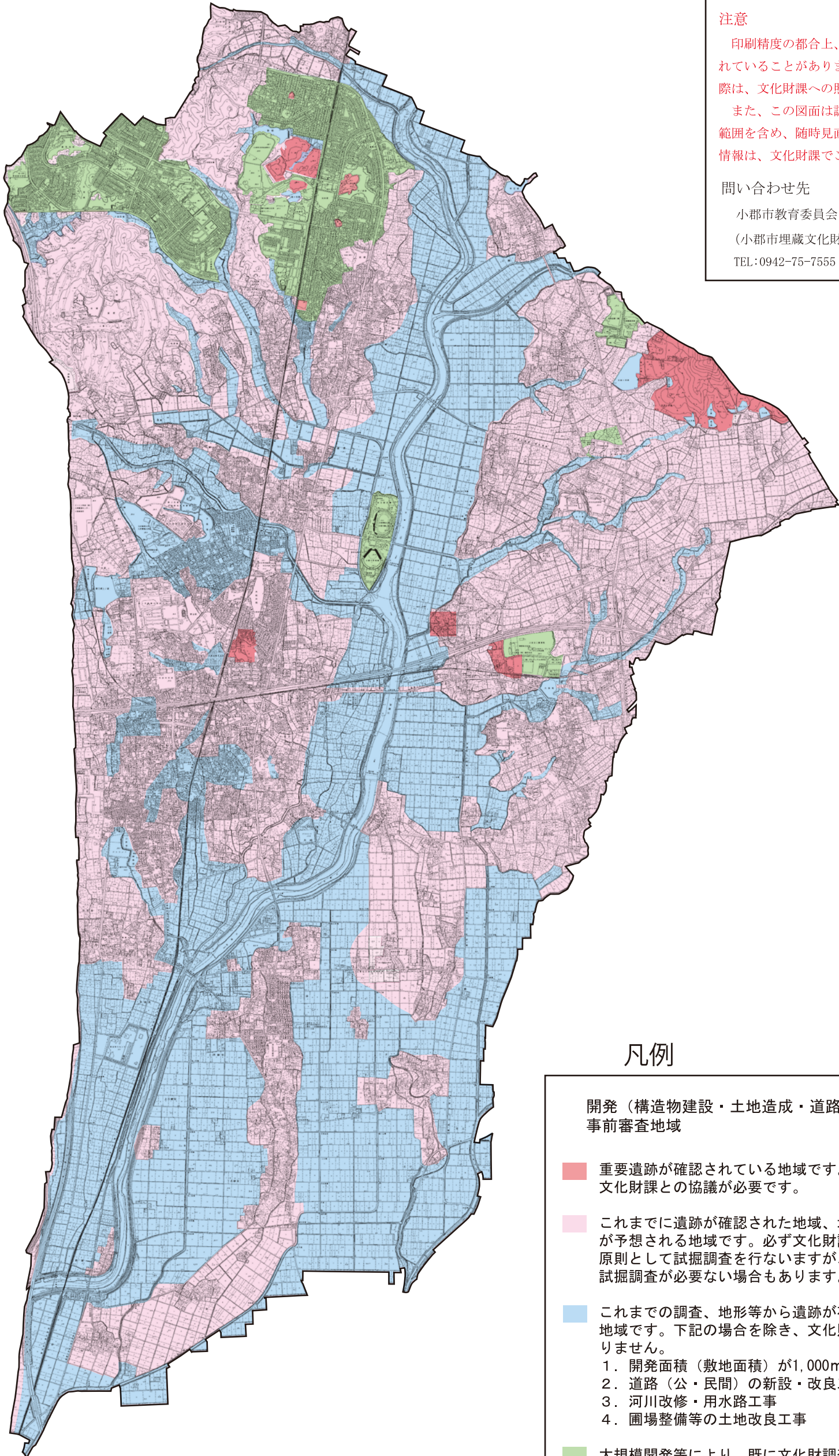


建築確認申請・開発を予定されている方のための

小郡市埋蔵文化財事前審査地域マップ

(平成30年4月改訂)



注意

印刷精度の都合上、色付けの境界は微妙にずれていることがあります。境界付近でご計画の際は、文化財課への照会をお願いいたします。

また、この図面は調査結果をもとに、包蔵地範囲を含め、随時見直していますので、最新の情報は、文化財課でご確認ください。

問い合わせ先

小郡市教育委員会 文化財課

(小郡市埋蔵文化財調査センター)

TEL:0942-75-7555 FAX:0942-75-2777

凡例

開発（構造物建設・土地造成・道路工事等）に先立つ
事前審査地域

- 重要遺跡が確認されている地域です。開発に先立ち、必ず文化財課との協議が必要です。
- これまでに遺跡が確認された地域、地形等から遺跡の存在が予想される地域です。必ず文化財課との協議が必要です。原則として試掘調査を行いますが、計画内容によっては、試掘調査が必要ない場合もあります。
- これまでの調査、地形等から遺跡が存在する可能性の低い地域です。下記の場合を除き、文化財課との協議は必要ありません。
 1. 開発面積（敷地面積）が1,000㎡を超える開発
 2. 道路（公・民間）の新設・改良工事
 3. 河川改修・用水路工事
 4. 圃場整備等の土地改良工事
- 大規模開発等により、既に文化財調査・協議が完了した範囲です。ただし、この地域内の公園等、緑地として保存されている地域は、文化財課との協議が必要です。